

大津町新型インフルエンザ等
対策行動計画
第4版

令和8年6月

目次

はじめに	- 1 -
第1部 総論	
第1章 計画の目的及び実施に関する基本方針	
第1節 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 3 -
第2章 対策の基本項目	
第1節 各対策項目の基本的な考え方	- 11 -
第2節 町行動計画の実効性を確保するための取組み等	- 11 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	
第1節 準備期（平時）	- 18 -
第2節 初動期	- 19 -
第3節 対応期	- 20 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期（平時）	- 21 -
第2節 初動期	- 22 -
第3節 対応期	- 23 -
第3章 まん延防止	
第1節 準備期（平時）	- 24 -
第2節 初動期	- 24 -
第3節 対応期	- 24 -
第4章 ワクチン	
第1節 準備期（平時）	- 25 -
第2節 初動期	- 30 -
第3節 対応期	- 34 -
第5章 保健	
第1節 準備期（平時）	- 38 -
第2節 初動期	- 39 -
第3節 対応期	- 40 -
第6章 物資	
第1節 準備期（平時）	- 41 -
第2節 初動期	- 41 -
第3節 対応期	- 41 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	
第1節 準備期（平時）	- 42 -

第2節	初動期.....	- 43 -
第3節	対応期.....	- 44 -

はじめに

大津町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

「新型インフルエンザ」とは、毎年流行する季節性のインフルエンザとは異なり、突然変異等により生じる、これまでと異なる抗原性の新型のインフルエンザウイルスによる感染症で、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が免疫を持っていないため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的流行（パンデミック）となり、社会に大きな影響をもたらすおそれがあります。しかし、このような新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することや、発生そのものを阻止することは困難です。

令和 2 年（2020 年）1 月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」）という。）が国内で初めて確認され、感染が急速に広がる中で、私たちの健康や命が脅かされ、日常生活や社会経済活動にも大きな影響が出ました。

このこれまでにない感染症の危機において、大津町（以下「町」という）は、国や熊本県（以下、「県」という）と連携して対策を講じるとともに、住民の皆さま、事業者、医療従事者など多くの方々のご協力とご尽力により、何度も訪れた感染拡大の波を乗り越えてきました。

今回の改定は、新型コロナに対応する中で見えてきた課題や、関連する法改正を反映させ、新型インフルエンザやその他の感染症に対する備えをより強化することを目的としています。これにより、今後の感染症に迅速かつ効果的に対応できるようにするための対策を進めてまいります。

改定された計画は、国や県の方針を基に、平時から感染症のリスクに備え、緊急時には関係機関と連携し、速やかに適切な対策を実施できるように整理されています。これにより、「住民の生命と健康の保護」及び「住民生活・社会経済活動への影響の最小化」を最優先にした対応を行います。

また、対象となる疾患については、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の呼吸器系の感染症も視野に入れ、計画を 3 つの段階（準備期、初動期、対応期）に分けて、特に準備期の取り組みを強化しています。

さらに、新型コロナへの対応で課題となった項目を独立させるなど、記載の充実を図っています。これにより、感染が長期化する場合に備えて、感染拡大の波に対応した柔軟な対策をとれるようにしています。感染症が発生した際には、迅速に事態を把握し、総合的な対応ができるよう、町の初動対応についても明確にしています。

行動計画の改定概要

政府行動計画及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は、平成 17 年に策定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措

法」という)の施行に伴い、平成25年に法定計画として策定されました。本町においても、平成21年に、大津町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)を策定後、部分的な改定を重ねながら新型インフルエンザ等対策を進めてきました。

今回、令和6年7月に政府行動計画が大幅に改定され、令和7年3月に県行動計画が改定されました。これを受けて、町行動計画についても抜本的に見直し、改定を行います。

第1部 総論

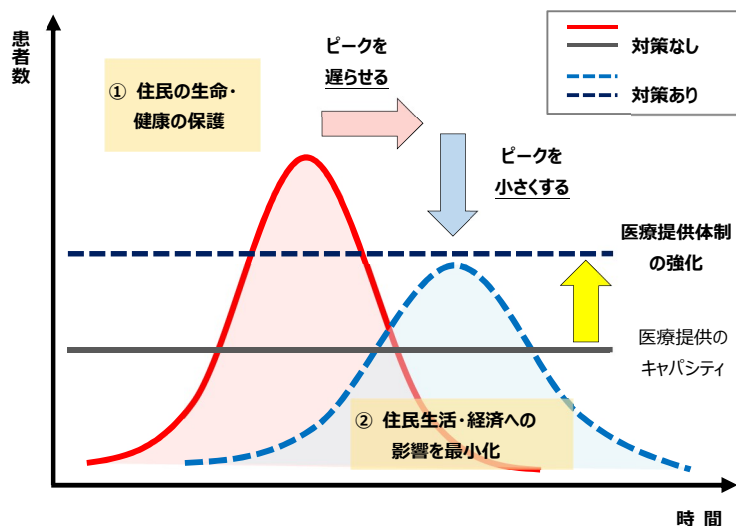
第1章 計画の目的及び実施に関する基本方針

第1節 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(1) 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザなどの感染症が発生すると、住民の命や健康、日常生活や経済活動に大きな影響を与える可能性があります。特に、短期間に多くの人々が感染してしまうと、医療機関の対応力を超えてしまう恐れがあります。そのため、町では、新型インフルエンザ等の対策について、「住民の生命と健康の保護」「住民生活・社会経済活動への影響の最小化」の2つの目的を中心に取組を進めます。

図表1 新型インフルエンザ等対策のイメージ



出典：熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

(2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザや新たな感染症は、発生時の状況や性質が異なるため、状況の変化に応じて柔軟に対応することが重要です。

町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等対策の基本方針や具体的な対策を示します。また、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症の発生にも備え、感染症の特性や病原性に応じた柔軟な対応を行うための選択肢を示し、効率的かつ効果的な対策の実施を進めます。

(3) 時期区分の想定

発生の段階に応じて対応策を変えることが重要です。また、事前準備を進め、状況の変化に即応した意思決定ができるようにすることが大切です。

発生段階は、準備期（平時）、初動期、対応期の3つに大別されます（図表2参照）。

図表2 時期区分の想定

時期区分	想定される期間・対策の概要
準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に以下の対応が行われる期間 (a) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の公表 (b) 特措法に基づく政府対策本部および県対策本部の設置 (c) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行 ※町は、必要に応じて対策本部を設置することを検討
対応期	県対策本部の設置後、基本的対策方針等に基づく対策を講じる期間 中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに次の4つのフェーズに区分します。 (a) 封じ込めを念頭に対応する時期 (b) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (c) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (d) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 ※緊急事態宣言が発出された場合、町は、直ちに対策本部を設置する

(4) 対策実施上の留意事項等

町は、新型インフルエンザ等が発生した際やその準備段階において、特措法やその他の法令、それぞれの行動計画に基づき、国及び県と連携協力し、迅速かつ的確に対策を実施することを目指します。この際、以下の点に留意します。

① 平時の備えの整備

感染症への対応には平時からの体制づくりが重要です。そのため、次のア～オの取組みにより、平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制の確立につなげます。また、情報収集・共有・分析の基盤となるDX（デジタルトランスフォーメーション）も進めます。

- ア 有事に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来発生する可能性が高い感染症危機に行うべき対策を関係者間で共有し、その実施に向けた準備を進めます。
- イ 初発の感染事例の探知能力向上と迅速な初動対応の体制整備
初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した場合は速やかに初動対応ができるよう体制整備を進めます。
- ウ 関係者や住民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民と共有するとともに、新たな感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。
- エ 物資の備蓄、住民接種、リスクコミュニケーション等の準備
有事に速やかな対応が可能となるよう、マスク等の感染対策物資の備蓄、住民接種等の体制整備、リスクコミュニケーション等の取組みを平時から進めます。
- オ 負担軽減や情報の有効活用、国及び県との連携のための DX の推進や人材育成等
ICT を活用した感染症対応業務の効率化や負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携を円滑化するための DX の推進のほか、人材育成といった複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に置いた取組みを平時から進めます。
- ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
新型インフルエンザ等対策に当たっては、バランスを考慮した対策と適切な情報提供・共有により、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的な健康を確保することが重要です。
このため、次のア～ウの取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した対策の切替えを円滑に行い、適切に対策を講じます。
- ア 科学的根拠に基づいた対策の切替え
対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国及び県のリスク評価や、科学的な根拠に基づき対応するため、平時からの情報収集に努めます。
- イ 対策項目ごとの時期区分

町は、柔軟な対応が可能となるよう、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて各種対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

ウ 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策の実施に当たっては、住民の理解や協力が最も重要です。

このため、平時から感染症や感染症対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の住民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。町は、こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、住民の適切な判断や行動を促すよう努めます。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じられる場合には、対策の影響を受ける住民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく周知します。

③ 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。加えて、そのような偏見・差別は、感染者の受診行動を妨げ、感染拡大の原因となる可能性があるだけでなく、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等を保護するため、防止すべき課題です。

さらに、対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮も必要です。感染症危機においても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように留意しながら取組みを進めます。

④ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度やワクチ

ン、治療薬等の対策が有効である場合など、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられます。

このため、あらゆる場合にこれらの措置を講じるものではないということに留意します。

⑤ 関係機関相互の連携協力の確保

町は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

⑥ 社会福祉施設等における対応

町は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設といった社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を進めます。

⑦ 感染症危機下での災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報を共有する体制を構築します。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供・共有、避難の支援等を速やかに行います。

⑧ 記録の作成と保存

町は、対策の実施に係る記録を作成・保存し、公開します。

(5) 対策推進のための役割分担

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

その上で、政府行動計画においては、国の役割として次の取組みが掲げられています。

ア WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みま

- す。
- イ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進や、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
 - ウ 上記の取組み等を通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。
 - エ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努めます。
 - オ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進します。
 - カ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。
 - キ 有事には新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
 - ク 住民等や事業者等の理解・協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

② 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備します。

併せて、医療機関や民間検査機関等との検査措置協定や、宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について、計画的に準備を進めます。このような取組みを通じて、有事には迅速に体制を移行し、対策を実行します。

また、県は、保健所設置市（熊本市）のほか、感染症指定医療機関等で構成する熊本県感染症対策連携協議会において、予防計画に基づく取組み等に関する協議を行います。

③ 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

④ 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、平時から、地域における医療提供体制の確保に向け、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染症対策の研修や訓練、個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保が求められます。

また、新型インフルエンザ等の診療体制を含めた、業務継続計画（以下、BCPという。）の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を深めることが重要です。

有事には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づく県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

⑤ 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、特措法に基づき、対策を実施する責務を有しており、確実に業務を継続するため、業務計画の作成・見直しを行うことが求められます。

業務計画の作成や見直しに当たっては、政府行動計画や県行動計画、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等を踏まえ、新型コロナ対応も振り返りながら、平時から対策の実施体制や関係機関との連携のほか、DXの推進やテレワークの活用など、必要となる取組を検討し、準備を進めます。

⑥ 登録事業者の役割

特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、有事においても最低限の国民生活を維持するため、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染症対策の実施や重要業務を継続するための準備等を積極的に行うこと

が重要です。

その上で、有事となった際は、平時の準備をもとに、重要業務を継続的に実施するよう努めます。

⑦ 一般の事業者の役割

事業者等は、有事に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められ、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う事業者等については、感染拡大防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品をはじめとする物資の備蓄に努めます。

⑧ 住民の役割

住民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践することが重要です。

また、有事に備えて、個人でもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄することが推奨されます。

有事には、発生の状況や予防接種など、国及び県、町が実施している対策に関する情報等を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第2章 対策の基本項目

第1節 各対策項目の基本的な考え方

(1) 主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である①「住民の命と健康を守ること」及び②「住民の生活と社会経済活動への影響を最小限に抑えること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においてもわかりやすく、取り組みやすいものとするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

【対策項目】

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら 取組みを行うことが重要です。

第2節 町行動計画の実効性を確保するための取組み等

(1) 町行動計画の実効性確保

- ① EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）¹の考え方に基づく対策の推進

町行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、対策の各取組みを具体的かつ計画的なものとする必要があります。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えはもとよ

1 エビデンス（根拠）に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンスを可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組み。

り、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に関連する情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を立案・実施します。その前提として、効率的なデータの収集とその分析ができる体制の確保も重要です。

② 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにするための手段であり、自然災害への対応と同様に、平時の備えを維持・向上させていくことが不可欠です。

このため、住民や事業者、関係機関が幅広く対応することとなった新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の維持に取り組みます。

③ 多様な主体の参画による実践的な訓練等の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」という教訓は、災害に限らず新型インフルエンザ等への対応にも当てはまるため、訓練の実施により、平時の備えについて不断に点検し、改善していくことが求められます。

併せて、町は、関係機関に対しても、訓練の実施やそれに基づく点検や改善に継続的に取り組むよう働きかけます。

④ 関係機関による協議等を通じた対策の具体化

新型インフルエンザ等への対応に当たっては、平時の備えも含め、多岐にわたる対策について取組みを具体化し、関係機関との役割分担や連携体制を整理することが必要です。

このため、平時から関係機関が連携・協力し、各対策項目の取組みに関する協議等を継続して実施します。

⑤ 定期的なフォローアップと見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしています。

町は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、町行動計画の見直しを行います。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画や県行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、町行動計画について所要の見直しを行います。

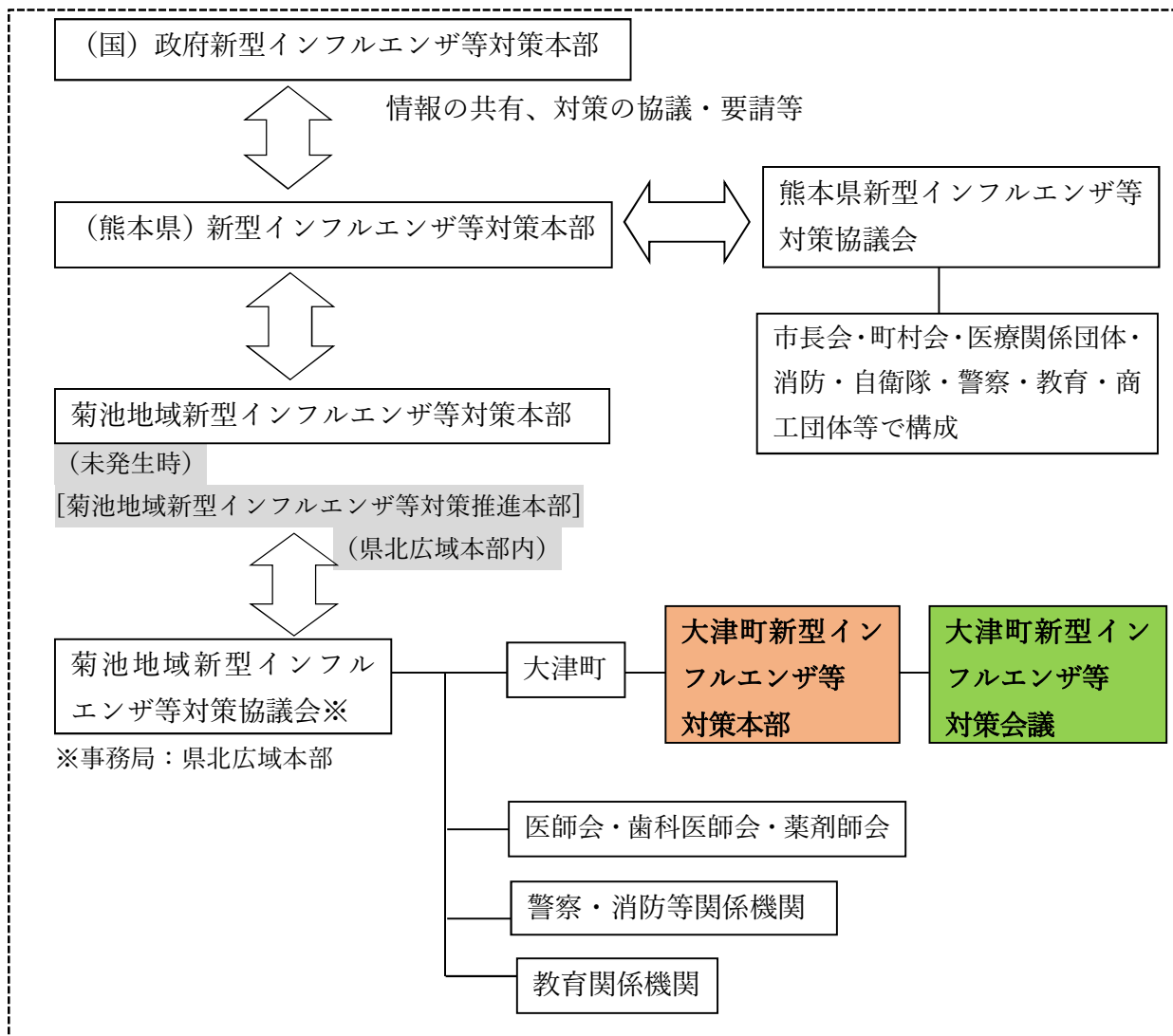
(2) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

対策を迅速かつ的確に講じるためには、平時からその実施体制を整備しておくことが重要です。このため、町対策本部について、各種対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策内容等の調整、意思決定や指揮命令等の体制を明確化します。

① 組織体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた健康危機管理組織を整備します。

<図表4> 機関の位置づけ



② 組織図

新型インフルエンザ等対策本部及び対策会議の組織図は次のとおりとします。

対策本部	
本部長	町長
副本部長	副町長
	教育長
本部員	総務部長
	住民生活部長
	健康福祉部長
	産業振興部長
	都市整備部長
	教育部長
	会計管理者

対策会議（各課等の長）			
総務対策部	住民対策部	民生医療対策部	産業対策部
総務課 選挙管理委員会 総合政策課 財政課 防災交通課 人権推進課 議会事務局	住民課 環境保全課 税務課	福祉課 子育て支援課 介護保険課 健康保険課	農政課 商業観光課 企業振興課 農業委員会
土木対策部	文教対策部	出納対策部	
都市計画課 建設課 下水道課 工業用水道課	学校教育課 教育施設課 生涯学習課	会計課	

③ 各対策部所掌事務

対策部	課(局)	事務分掌
総務対策部	総務課 選挙管理委員会 防災交通課	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の庶務に関する事項 ○本部の会議に関する事項 ○各対策部との連絡調整に関する事項 ○自治会及びその他の各団体への協力要請に関する事項 ○公務災害に関する事項 ○治安・消防に関する事項 ○職員の感染防止対策に関する事項 ○感染防止対策に必要な物品の確保に関する事項 ○職員の動員及び配備に関する事項 ○新型インフルエンザに関する情報の公表に関する事項 ○その他情報の収集及び伝達に関する事項 ○他の対策班の所掌事務に属さない事項
	総合政策課 財政課	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関等の対応及び広報活動に関する事項 ○緊急時の予算計画及び資金調達に関する事項 ○感染に伴う財政処置全般に関する事項 ○感染防止対策業務の遂行に必要な車両管理に関する事項 ○庁舎の感染防止対策に関する事項
	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○人権啓発福祉センターの感染防止対策に関する事項 ○新型インフルエンザ等の人権擁護に関する事項
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○町議会への感知情報に関する事項
	部内全課等	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種に関する事項
	住民対策部	住民課 税務課
環境保全課		<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ・し尿の事業継続に関する事項 ○清掃業務の事業継続に関する事項 ○給水の事業継続に関する事項 ○公共施設の感染防止対策に関する事項
部内全課等		<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種に関する事項
民生医療対策部	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の要援護者対策に関する事項 ○老人福祉センター・障害福祉施設等の感染防止対策に関する事項 ○民生委員への協力要請に関する事項
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・保育所・子育て支援センター等の感染防止対策に関する事項

		○園児等の感染調査及び応急対策に関する事項
	介護保険課	○独居高齢者・介護認定者等の要援護者対策に関する事項 ○楽善ふれあいプラザ・介護保険施設等の感染防止対策に関する事項
	健康保険課	○本部の庶務に関する事項 ○本部の会議に関する事項 ○各対策部との連絡調整に関する事項 ○菊池保健所との連絡に関する事項 ○新型インフルエンザに関する情報の収集及び伝達並びに感染状況等の報告に関する事項 ○相談窓口（予防・治療）の設置に関する事項 ○受診医療機関に関する事項 ○菊池郡市医師会等関係機関との連絡に関する事項 ○感染者対策について関係部署との連絡調整に関する事項 ○感染防止対策に必要な物品の確保に関する事項 ○住民接種・特定接種に関する事項
	部内全課等	○住民接種に関する事項
産業対策部	農政課 農業委員会	○農業団体への情報収集・提供及び協力要請に関する事項 ○鳥・豚インフルエンザへの対応に関する事項 ○食糧等の確保に関する事項
	商業観光課	○商工・観光団体との連絡・協議に関する事項 ○商工・観光関係の感染防止対策及び調査に関する事項
	企業振興課	○企業立地関係団体との連絡・協議に関する事項 ○企業立地関係の感染防止対策及び調査に関する事項
	部内全課等	○住民接種に関する事項
土木対策部	都市計画課	○関連業者等への感染防止に関する事項
	建設課	○町営住宅の感染防止対策に関する事項
	下水道課	○下水道の事業継続に関する事項
	工業用下水道課	○感染による死亡者の搬送・安置に関する事項
	部内全課等	○住民接種に関する事項
文教対策部	学校教育課 教育施設課	○教育委員会の対応事項の取りまとめ・調整に関する事項 ○PTA 等教育関係団体への協力要請に関する事項 ○小学校・中学校・給食センターの感染防止対策に関する事項 ○教育関係に必要な応急対策に関する事項 ○児童・生徒の感染調査及び応急対策に関する事項
	生涯学習課	○社会教育施設等の感染防止対策に関する事項

		○生涯学習センターの感染防止対策に関する事項
	部内全課等	○住民接種に関する事項
出納対策部	会計課	○住民接種等に関連する経理出納事務・収支決算に関する事項 ○義援金等の出納管理に関する事項

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）

（1）実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

（2）町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成・変更します。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、BCPを作成・変更します。

③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行います。

（3）国及び県等の連携の強化

① 国、県、町及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。

② 国、県、町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

（1）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 町は、必要に応じて、第1章第1節（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

（2）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

第3節 対応期

（1）基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

① 職員の派遣・応援への対応

ア 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

イ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます。

ウ 町は、対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じます。

② 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

（2）緊急事態措置の検討等について

① 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。町は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

（3）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

① 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

ただし、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することも検討します。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期（平時）

（1）新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

① 町における情報提供・共有について

ア 町は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を利用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行います。

イ 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発します。

② 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、関係機関・団体等も含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努めます。

③ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国、県からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進めます。

**新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み
情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期）**

第2節 初動期

(1) 情報提供・共有について

① 町における情報提供・共有について

ア 町は、準備期に整備した方法等を踏まえ、各種媒体を活用し、迅速に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知します。

また、住民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚が不自由な者等に適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行います。

イ 町は、住民の情報収集の利便性向上のため、国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるウェブサイトを立ち上げます。

ウ 町は、準備期に構築した連携体制により、関係機関・団体等を通じた情報提供・共有を行います。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、一般的な問合せに対応する相談窓口を設置するなど、相談体制を整備します。

また、住民からの問合せや相談内容から、関心の高い情報等を整理した上で情報提供・共有を行うなど、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

(3) 偏見・差別や偽・誤情報への対応

町は、第2章第1節(1)①の偏見・差別を防止するための啓発を引き続き実施します。

また、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、住民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

第3節 対応期

（1）情報提供・共有について

町は、引き続き、第2章第2節（1）の情報提供・共有を行います。

町は、住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ等により、住民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

また、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

（2）基本の方針

① 双方向のコミュニケーションの実施

ア 町は、国、県からの要請を受けて、相談窓口等を継続します。

イ 町は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、相談窓口を拡充するなど、相談体制を強化します。

ウ 町は、初動期に引き続き、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

エ 町は、初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施します。

第3章 まん延防止

第1節 準備期（平時）

（1） 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

第2節 初動期

（1） 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、BCPに基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

（1） 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

町は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置時等における県からの外出自粛要請や基本的な感染症対策等、各種要請について住民へ周知を行います。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
ワクチン（準備期）

第4章 ワクチン

第1節 準備期（平時）

(1) ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 注射針・注射用シリンジ <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿（及び非アルコール綿） <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 担架、車いす <input type="checkbox"/> 救急バック <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨てガウン <input type="checkbox"/> 使い捨てエプロン <input type="checkbox"/> 使い捨てフェイスシールド <input type="checkbox"/> 使い捨てキャップ <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器、ペンライト <input type="checkbox"/> 接種後絆創膏
※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計 等 ・パルスオキシメーター ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤（エピペン）、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・酸素吸入用マスク、ボンベ <input type="checkbox"/> 吐物処理用セット	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒・青） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> バインダー <input type="checkbox"/> 養生テープ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド／毛布、枕等 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫用温度計 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 接種ブース用時計、電池

(2) ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておくなど、体制の整備に努めます。

(3) 接種体制の構築

① 接種体制

町は、平時から医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に携わる医療従事者、適切な接種会場、資材等の確保について整理するとともに、職員等に対し、接種体制の構築に必要な訓練を行います。

② 特定接種

- ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員等に対し、原則として集団的な接種により特定接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう平時から接種体制の構築を図ります。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とします。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。
- イ 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。

③ 住民接種

平時から以下(ア～ウ)のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ア 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築します²。
 - a 町は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する全住民が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実

**新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
ワクチン（準備期）**

施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、菊池郡市医師会や医療関係団体等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。

- i 接種対象者数
 - ii 地方公共団体の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、自治体の施設等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 町は、医療従事者や高齢者・福祉施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。
また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉課、介護保険課と健康保険課等が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。
また、町は、集団的接種、個別接種いずれの場合も、菊池郡市医師会等の関係団体との協力の下、接種体制が構築できるよう事前に合意を得ておくこととします。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。
- イ 町は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体において接種できる体制の整備に努めます。
- ウ 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

（４） 情報提供・共有

① 住民への対応

- ア WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy³」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されています。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進めます。
- イ 町は、定期の予防接種の実施主体として、平時から菊池郡市医師会等の関係

3 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行います。

② 健康福祉部以外の分野との連携

健康福祉部は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉部以外の分野、具体的には労働部局、介護保険部局、障がい保健福祉部局等との連携及び協力が重要であるため、平時からその強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であるため、健康福祉部は、教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

(5) DX の推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付します。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。

第2節 初動期

（1）接種体制

① 接種体制の構築

町は、国が示す特定接種又は住民接種の優先順位の考え方、ワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、予算措置等に関する情報を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制の構築を進めます。

② ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節（1）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

（2）接種体制

① 特定接種

町は、医療関係団体の協力を得て、接種に係る医療従事者や接種会場の確保など、集団的な接種を基本とした特定接種の準備を進めます。

また、登録事業者に対する特定接種の体制構築に向け、必要に応じて、医療従事者の確保や関係機関との調整等の支援に努めます。

② 住民接種

ア 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、福祉課、介護保険課と健康保険課が連携し行います。

なお、接種会場のスタッフ、相談窓口、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ワクチン（初動期）

- エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は菊池郡市医師会等の関係団体の協力を得て、その確保を図ります。
- オ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、菊池郡市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、併せて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。
- また、県においては、市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられることから、その情報収集も行っていきます。
- カ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部門や医療関係団体と連携した接種体制を進めます。
- キ 町は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。
- ク 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づき診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠に応じた必要な医療従事者数を算定し実施します。
- なお、医療従事者とは、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬剤充填及び接種補助を担当する看護師、接種後の状態観察を担当する者（看護師等）とし、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することとし、必要な人員を検討します。
- ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ菊池郡市医師会等の関係団体と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。

**新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組
ワクチン（初動期）**

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、消防機関等の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、あらかじめ調達方法を関係機関と協議し、医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めます。接種会場において必要と想定される物品（表3）については、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討します。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 注射針・注射用シリンジ <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿（及び非アルコール綿） <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 担架、車いす <input type="checkbox"/> 救急バック <input type="checkbox"/> 救急用品 <p style="text-align: center;">※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計 等 ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤（エピペン）、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素吸入用マスク、ボンベ <input type="checkbox"/> 吐物処理用セット	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨てガウン <input type="checkbox"/> 使い捨てエプロン <input type="checkbox"/> 使い捨てフェイスシールド <input type="checkbox"/> 使い捨てキャップ <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器、ペンライト <input type="checkbox"/> 接種後絆創膏
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒・青） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> バインダー <input type="checkbox"/> 養生テープ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド／毛布、枕等 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
ワクチン（初動期）

	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫用温度計 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 接種ブース用時計、電池
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- コ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守の上、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談します。
- サ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。
- また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや、要配慮者への対応が可能なように準備を行います。

第3節 対応期

（1） ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節（2）を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行います。

（2） 接種体制

町は、初動期までに構築した接種体制に基づき接種を行います。

また、追加接種が実施される場合、国や医療関係団体等と連携し、接種体制の継続的な整備に努めます。

① 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに住民生活及び住民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国が定めた運用方法に基づき、対策の実施に携わる職員等を対象に、集団的な接種を行うことも検討し、本人の同意を得て特定接種を行います。

② 住民接種の実施

ア 予防接種体制の構築

- a 町は、国からの要請を受けて、初動期までに整理した接種体制に加え、速やかに予約受付方法を構築するなど接種の準備を進め、接種を希望する者への接種を開始します。
- b 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討します。
- c 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ワクチン（対応期）

に対応するためのものを含む。)等を確保します。

- d 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。
- e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種を可能とする体制を整備します。
- f 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

③ 接種に関する情報提供・共有

- ア 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。
- イ 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知することも検討します。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。
- ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知を行います。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施します。

④ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて健診センター等公的な施設を活用した医療機関以外の接種会場を増設することを検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

⑤ 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りの防止や、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

(3) 健康被害救済

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われます。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となります。住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となります。町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

(4) ワクチン接種に関する情報提供・共有

① 町は、予防接種の意義や制度の仕組みなど予防接種への理解を深めるため、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が示す予防接種の情報を住民に周知します。

② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討します。

③ 町は、住民が適切に接種の判断を行うことができるよう、科学的根拠に基づく情報を周知するとともに、その科学的根拠とは異なる受け取られ方がなされるおそれのある情報への注意喚起等を行います。

パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないよう町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知を行います。

④ 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を対象者に提

供します。

⑤ 住民接種に係る対応

ア 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に対応します。

イ 町は、周知に当たり、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性に関する情報など住民に分かりやすい広報に留意します。

第5章 保健

第1節 準備期（平時）

（1）人材の確保

町は、想定される業務量に対応するため、外部民間人材の活用等により、感染症有事体制を構成する人員を確保します。

（2）業務継続計画を含む体制の整備

町は、BCPに定める感染症有事体制（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数）の状況を確認します。また、感染症対応業務のうち、ICTの活用や外部委託が可能な業務の内容等についてあらかじめ整理します。

（3）研修・訓練等の実施

町は、感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修及び訓練を実施するとともに、速やかに感染症有事体制に移行するため、健康福祉部に限らない全庁的な研修及び訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図ります。また、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努めます。

（4）多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、菊池地域新型インフルエンザ等対策推進本部会議及び菊池地域新型インフルエンザ等対策協議会の会議等を活用し、平時から保健所や医療機関、医療関係団体、消防機関、高齢者施設等との役割分担・連携体制を構築します。

第2節 初動期

（1）有事体制への移行準備

町は、感染症有事体制（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数）への移行の準備状況を適時適切に把握し人員の確保に向けた準備を進めるとともに、感染症発生後速やかに感染症対策部門における人員体制を整備します。

（2）住民への情報発信・共有

町は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページや相談センター等の周知、Q&Aの公表等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築します。また、状況に応じて、有症状者等以外からの電話への対応窓口として、一般的な問い合わせに対応する相談窓口等を設置します。

第3節 対応期

（1）有事体制への移行

町は、準備期（平時）に整理した人員の確保やBCPの実行を進め、全庁をあげた感染症有事体制を確立します。

（2）感染状況に応じた取組

流行初期では、初動期における有事体制への移行準備から、対応期における有事体制の確立までを迅速に進めるとともに、ICTの活用や外部委託による業務効率化や負担軽減につなげます。

流行初期以降については、流行状況や業務負担に応じた体制の見直しを行います。必要に応じて、交代要員を含めた人員の確保のため、全庁的な応援職員の派遣やその区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます。

（3）健康観察及び生活支援

町は、県が把握した新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に協力し、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供または物品の支給に努めます。

（4）特措法によらない基本的な感性症対策に移行する時期

町は、国や県等から有事の体制の段階的な縮小について要請があった場合は、流行状況等を踏まえて検討した上で、有事体制を段階的に縮小します。併せて、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、医療提供体制や感染症対策の見直し、これらに伴う保健所等での対応の縮小といった留意すべき点について、住民に丁寧に情報提供を行います。

第6章 物資

第1節 準備期（平時）

（1）感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、行動計画に基づき、業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄や機器・設備等の配置を行うとともに、定期的に備蓄・配置状況等を確認します。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるよう、関係部署と調整します。

- ② 町は、菊池広域連合消防本部が行う感染者（疑い）の搬送に際し、感染者（疑い）に接触する可能性が高い救急隊員等の個人防護具の備蓄の費用を菊池広域連合関係市町負担金の負担割合に応じ負担します。

第2節 初動期

（1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配備状況を随時確認します。

（2）感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備

町は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や県、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸し付けの事業を行う事業者と連携して必要量の確保に努めます。

第3節 対応期

（1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配備状況を随時確認します。（再掲）

（2）備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、菊池圏域市町や近隣市町村等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期（平時）

（1）情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活及び住民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県との情報共有体制を整備します。

また、新型インフルエンザ等の対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

（2）支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くよう努めます。

（3）物資及び資材の備蓄等

町は、行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるよう、関係部署と調整します。

また、町は事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品及び食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを推奨します。

（4）生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めます。

（5）火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、菊池圏域内における火葬の適切な実施ができるよう関係機関との調整を行います。

**新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
住民の生活及び地域経済の安定の確保（初動期）**

第2節 初動期

(1) 事業継続に向けた準備等の要請

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう推奨します。

(2) 生活関連物資等の安定供給に関する住民及び事業者への呼びかけ

町は、住民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみを生じさせないよう呼びかけます。

(3) 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

**新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
住民の生活及び地域経済の安定の確保（対応期）**

第3節 対応期

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

イ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

ウ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

エ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づき措置その他適切な措置を講じます。

**新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
住民の生活及び地域経済の安定の確保（対応期）**

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ア 町は、県を通じての国からの要請を受けて、菊池火葬場及び大津火葬場の経営者である菊池広域連合に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。
- イ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。
- ウ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- エ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。併せて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
- オ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- カ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。
- ② 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、大津菊陽水道企業団と協力して、水を安定かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。